

au でんき供給約款（中国電力・auEL）新旧対照表〔2022年7月1日実施〕

改定前（旧）	改定後（新）
<p>au でんき供給約款 （中国電力・KDDI） 2021年4月1日実施 中国電力株式会社 KDDI 株式会社</p>	<p>au でんき供給約款 （中国電力・auEL） 2022年7月1日実施 中国電力株式会社 au エネルギー&ライフ株式会社</p>
<p>1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、KDDI が中国電力株式会社（以下「中国電力」といいます。）の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施し、中国電力が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用されるときは電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（中国電力・KDDI）（以下「この au でんき約款」といいます。）および KDDI が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 なお、電気の小売供給にかかる契約を「需給契約」といいます。また、この au でんき約款および料金表による電気供給サービスに関するお客さまを「お客さま」といいます。 (略)</p>	<p>1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、auEL が中国電力株式会社（以下「中国電力」といいます。）の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施し、中国電力が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用されるときは電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（中国電力・auEL）（以下「この au でんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 なお、電気の小売供給にかかる契約を「需給契約」といいます。また、この au でんき約款および料金表による電気供給サービスに関するお客さまを「お客さま」といいます。 (略)</p>
<p>2 この au でんき約款および料金表の変更 (1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令・条例・規則等の制定もしくは改廃により au でんき約款または料金表の変更が必要な場合、その他中国電力または KDDI が必要と判断した場合には、中国電力および KDDI は、この au でんき約款を、KDDI は、料金表を変更することがあります。この場合には、KDDI はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないと</p>	<p>2 この au でんき約款および料金表の変更 (1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令・条例・規則等の制定もしくは改廃により au でんき約款または料金表の変更が必要な場合、その他中国電力または auEL が必要と判断した場合には、中国電力および auEL は、この au でんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合には、auEL はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないと</p>

きは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（中国電力・KDDI）および料金表によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづき、中国電力および KDDI は、この au でんき約款を、KDDI は、料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（中国電力・KDDI）および料金表によります。

(3) (1)または(2)の場合、KDDI が電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、変更の内容（当該変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。

(4) (3)にもとづく説明の際（当該変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、KDDI は、この au でんき約款および料金表の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、KDDI は、(1)または(2)にもとづき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、遅滞なく、この au でんき約款および料金表の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいいます。以下同じです。）ならびに中国電力および KDDI の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、KDDI は、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

5 実施細目

この au でんき約款および料金表の実施上必要な細目的事項は、この au でんき約款および料金表の趣旨に則り、そのつどお客さまと中国電力および KDDI との協議によって定めます。

6 需給契約の要件

きは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（中国電力・auEL）および料金表によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづき、中国電力および auEL は、この au でんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（中国電力・auEL）および料金表によります。

(3) (1)または(2)の場合、auEL が電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、変更の内容（当該変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。

(4) (3)にもとづく説明の際（当該変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、auEL は、この au でんき約款および料金表の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、auEL は、(1)または(2)にもとづき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、遅滞なく、この au でんき約款および料金表の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいいます。以下同じです。）ならびに中国電力および auEL の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、auEL は、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

5 実施細目

この au でんき約款および料金表の実施上必要な細目的事項は、この au でんき約款および料金表の趣旨に則り、そのつどお客さまと中国電力および auEL との協議によって定めます。

6 需給契約の要件

<p>お客さまがこの au でんき約款および料金表による電気の需給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。</p> <p>(1) KDDI が別途定める条件に従い提供する au でんきアプリ/Web サービスまたは請求書等を利用して使用電力量をお知らせすることに、お客さまが同意されること。</p> <p>(2) 中国電力との需給契約または KDDI サービスその他 KDDI が提供するサービスの料金および工事費等について、中国電力または KDDI の定める期日までに支払われていること。なお、解約された需給契約については、料金および工事費等の全額を支払われていること。</p>	<p>お客さまがこの au でんき約款および料金表による電気の需給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。</p> <p>(1) auEL が別途定める条件に従い提供する au でんきアプリ/Web サービスまたは請求書等を利用して使用電力量をお知らせすることに、お客さまが同意されること。</p> <p>(2) 中国電力との需給契約または KDDI サービスその他 auEL もしくは KDDI が提供するサービスの料金および工事費等について、中国電力、auEL または KDDI の定める期日までに支払われていること。なお、解約された需給契約については、料金および工事費等の全額を支払われていること。</p>
<p>7 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、KDDI 所定の様式によって KDDI に申込みをしていただきます。また、KDDI が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人のときは運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。ただし、KDDI が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項</p> <p>(2) お客さまが料金表 7（料金等の支払義務および支払期日）(1)イに定める口座振替を希望される場合は、KDDI が指定した様式によりあらかじめ KDDI に申込みをしていただきます。</p> <p>(3) お客さまが料金表 7（料金等の支払義務および支払期日）(1)ロに定めるクレジットカード払いを希望される場合は、KDDI が指定した様式によりあらかじめ KDDI に申込みをしていただきます。</p> <p>(4) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p>	<p>7 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、auEL 所定の様式によって auEL に申込みをしていただきます。また、auEL が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人のときは運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項</p> <p>(2) お客さまが料金表 7（料金等の支払義務および支払期日）(1)イに定める口座振替を希望される場合は、auEL または KDDI が指定した様式によりあらかじめ auEL または KDDI に申込みをしていただきます。</p> <p>(3) お客さまが料金表 7（料金等の支払義務および支払期日）(1)ロに定めるクレジットカード払いを希望される場合は、auEL または KDDI が指定した様式によりあらかじめ auEL または KDDI に申込みをしていただきます。</p> <p>(4) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p>

(略)	(略)
<p>8 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを中国電力および KDDI が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって、お客さまと中国電力および KDDI のいずれもが、需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとし、KDDI は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。本項にもとづき需給契約が継続される場合、契約期間満了前に KDDI が電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項のみとし、また、KDDI は、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに中国電力および KDDI の名称および所在地を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、お客さまにお知らせいたします。なお、KDDI は、契約期間満了前のお客さまへのご説明の際、書面の交付を省略することができるものといたします。</p>	<p>8 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを中国電力および auEL が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって、お客さまと中国電力および auEL のいずれもが、需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとし、auEL は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。本項にもとづき需給契約が継続される場合、契約期間満了前に auEL が電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項のみとし、また、auEL は、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに中国電力および auEL の名称および所在地を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、お客さまにお知らせいたします。なお、auEL は、契約期間満了前のお客さまへのご説明の際、書面の交付を省略することができるものといたします。</p>
<p>10 需給契約の単位</p> <p>中国電力および KDDI は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>(1) 1 需要場所において、次の契約種別とこの au でんき約款および料金表に定める1 契約種別とをあわせて契約する場合 ((2)の場合は当該2 契約種別といたします。)</p> <p>中国電力が別途定める電気特定小売供給約款 (以下「供給約款」といいます。) の臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力または農事用電力</p> <p>(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、中国電力および KDDI があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合</p> <p>(3) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合</p>	<p>10 需給契約の単位</p> <p>中国電力および auEL は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>(1) 1 需要場所において、次の契約種別とこの au でんき約款および料金表に定める1 契約種別とをあわせて契約する場合 ((2)の場合は当該2 契約種別といたします。)</p> <p>中国電力が別途定める電気特定小売供給約款 (以下「供給約款」といいます。) の臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力または農事用電力</p> <p>(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、中国電力および auEL があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合</p> <p>(3) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合</p>
<p>11 供給の開始</p> <p>(1) 中国電力および KDDI は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定めます。中国電力は、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p>	<p>11 供給の開始</p> <p>(1) 中国電力および auEL は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定めます。中国電力は、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p>

<p>(2) 天候, 用地交渉, 停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって, あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には, KDDI は, お客さまにその理由をお知らせします。この場合, 中国電力および KDDI は, あらかじめお客さまと協議のうえ需給開始日を定め, 中国電力は電気を供給いたします。</p>	<p>(2) 天候, 用地交渉, 停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって, あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には, auEL は, お客さまにその理由をお知らせします。この場合, 中国電力および auEL は, あらかじめお客さまと協議のうえ需給開始日を定め, 中国電力は電気を供給いたします。</p>
<p>13 承諾の限界および遵守事項</p> <p>(1) 承諾の限界</p> <p>中国電力および KDDI は, 法令, 電気の需給状況, お客さま (需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。) の電気の使用状況, KDDI サービスのお客さまによるご利用状況, 当該一般送配電事業者の供給設備の状況, 料金の支払状況 (中国電力または KDDI の他のサービスの料金, および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。) その他によってやむをえない場合には, 需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は, KDDI はその理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 遵守事項</p> <p>お客さまは, この au でんき約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり, 以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。</p> <p>イ 他人の権利を侵害し, 公序良俗もしくは法令に反し, または他人の利益を害する態様で電気を使用すること</p> <p>ロ 他人になりすまして中国電力または KDDI が提供する各種サービスを利用する行為</p> <p>ハ お客さまが, 需給契約の申込みその他の場合において, お客さまの氏名, 住所等に関し事実と反する申出を行うこと</p> <p>ニ 中国電力または KDDI のサービスの運営を妨げる行為</p>	<p>13 承諾の限界および遵守事項</p> <p>(1) 承諾の限界</p> <p>中国電力および auEL は, 法令, 電気の需給状況, お客さま (需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。) の電気の使用状況, KDDI サービスのお客さまによるご利用状況, 当該一般送配電事業者の供給設備の状況, 料金の支払状況 (中国電力, auEL または KDDI の他のサービスの料金, および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。) その他によってやむをえない場合には, 需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は, auEL はその理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 遵守事項</p> <p>お客さまは, この au でんき約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり, 以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。</p> <p>イ 他人の権利を侵害し, 公序良俗もしくは法令に反し, または他人の利益を害する態様で電気を使用すること</p> <p>ロ 他人になりすまして中国電力, auEL または KDDI が提供する各種サービスを利用する行為</p> <p>ハ お客さまが, 需給契約の申込みその他の場合において, お客さまの氏名, 住所等に関し事実と反する申出を行うこと</p> <p>ニ 中国電力, auEL または KDDI のサービスの運営を妨げる行為</p>
<p>14 需給契約書の作成</p> <p>特別の事情がある場合で, お客さまが希望されるときまたは中国電力および KDDI が必要とするときは, 電気の需給に関する必要な事項について, 需給契約書を作成いたします。</p>	<p>14 需給契約書の作成</p> <p>特別の事情がある場合で, お客さまが希望されるときまたは中国電力および auEL が必要とするときは, 電気の需給に関する必要な事項について, 需給契約書を作成いたします。</p>
<p>15 需給契約に係る個人情報の第三者提供</p> <p>この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について, 中国電力または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には, 中国電力または KDDI は, お客さまの氏名, 住所, 支払状況等の情報を中国電力または KDDI 以外の小売電気事業者等へ提供することがあります。</p>	<p>15 需給契約に係る個人情報の第三者提供</p> <p>この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について, 中国電力, auEL または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には, 中国電力または auEL は, お客さまの氏名, 住所, 支払状況等の情報を中国電力または auEL 以外の小売電気事業者等へ提供することがあります。</p>

<p>16 需要区分 中国電力および KDDI は、次の需要区分において、供給条件を定めます。 (略)</p>	<p>16 需要区分 中国電力および auEL は、次の需要区分において、供給条件を定めます。 (略)</p>
<p>17 でんきMプラン（中国） (略) (3) 最大需要容量 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと中国電力および KDDI との協議によって行ないます。</p>	<p>17 でんきMプラン（中国） (略) (3) 最大需要容量 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと中国電力および auEL との協議によって行ないます。</p>
<p>18 でんきLプラン（中国） (略) (4) 契約容量 (略) □ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、中国電力、KDDI または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>	<p>18 でんきLプラン（中国） (略) (4) 契約容量 (略) □ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、中国電力、auEL または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>
<p>19 低圧電力（中国） (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 1 需要場所において、でんきMプラン（中国）またはでんきLプラン（中国）の適用を受けていること。ただし、お客さまの電気の需給状況、お客さまの電気の使用状況等に照らし、KDDI が適当と認める場合、お客さまは低圧電力（中国）のみでの需給契約の申込みを行なうことができるものとします。 (略)</p>	<p>19 低圧電力（中国） (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 1 需要場所において、でんきMプラン（中国）またはでんきLプラン（中国）の適用を受けていること。ただし、お客さまの電気の需給状況、お客さまの電気の使用状況等に照らし、auEL が適当と認める場合、お客さまは低圧電力（中国）のみでの需給契約の申込みを行なうことができるものとします。 (略)</p>
<p>23 使用電力量の計量および算定 (略) (2) 料金の算定期間の一部または全部の期間において記録型計量器によらず使用電力量を計量する場合は、次のとおりとします。</p>	<p>23 使用電力量の計量および算定 (略) (2) 料金の算定期間の一部または全部の期間において記録型計量器によらず使用電力量を計量する場合は、次のとおりとします。</p>

<p>(略)</p> <p>ト 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと中国電力および KDDI との協議によって定めます。</p> <p>チ 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと中国電力および KDDI との協議によって定めます。</p> <p>(3) KDDI は、中国電力による検針によって計量された使用電力量により、料金表 3 (料金の算定期間) に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。 KDDI は算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>(略)</p> <p>ト 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと中国電力および auEL との協議によって定めます。</p> <p>チ 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと中国電力および auEL との協議によって定めます。</p> <p>(3) auEL は、中国電力による検針によって計量された使用電力量により、料金表 3 (料金の算定期間) に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。 auEL は算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。</p>
<p>27 料金その他の支払い</p> <p>料金 (工事費負担金その他を除きます。) については、KDDI が中国電力に代位してお客さまに対して請求するものとします。この場合の料金その他の支払方法については、料金表 7 (料金等の支払義務および支払期日) のとおりといたします。</p> <p>ただし、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、中国電力が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p>	<p>27 料金その他の支払い</p> <p>料金 (工事費負担金その他を除きます。) については、auEL が中国電力に代位してお客さまに対して請求するものとします。この場合の料金その他の支払方法については、料金表 7 (料金等の支払義務および支払期日) のとおりといたします。</p> <p>ただし、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、中国電力が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p>
<p>29 適正契約の保持</p> <p>中国電力および KDDI は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>	<p>29 適正契約の保持</p> <p>中国電力および auEL は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>
<p>32 供給の停止等</p> <p>(略)</p> <p>(4) KDDI は、(1)または(2)にともなう料金の減額は行ないません。</p>	<p>32 供給の停止等</p> <p>(略)</p> <p>(4) auEL は、(1)または(2)にともなう料金の減額は行ないません。</p>
<p>33 供給停止の解除</p> <p>32 (供給の停止等) によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない中国電力および KDDI に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>	<p>33 供給停止の解除</p> <p>32 (供給の停止等) によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない中国電力および auEL に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>
<p>35 損害賠償の免責</p> <p>(1) 11 (供給の開始) (2)によって供給の開始日を変更した場合、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それ</p>	<p>35 損害賠償の免責</p> <p>(1) 11 (供給の開始) (2)によって供給の開始日を変更した場合、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それ</p>

<p>が中国電力および KDDI の責めとならない理由によるものであるときには、中国電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 32（供給の停止等）によって電気の供給を停止した場合または 41（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、中国電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 中国電力および KDDI に故意または過失がある場合を除き、中国電力および KDDI は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>が中国電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、中国電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 32（供給の停止等）によって電気の供給を停止した場合または 41（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、中国電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 中国電力および auEL に故意または過失がある場合を除き、中国電力および auEL は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>
<p>37 需給契約の変更 (略)</p> <p>(2) (1)の場合で、KDDI が電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、需給契約の変更の内容（当該変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。また、auELKDDI は、当該説明の際（当該変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。）、電気の需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、KDDI は、需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。）、遅滞なく、需給契約の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに中国電力および KDDI の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、需給契約の変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、KDDI は、お知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。</p>	<p>37 需給契約の変更 (略)</p> <p>(2) (1)の場合で、auEL が電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、需給契約の変更の内容（当該変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。また、auEL は、当該説明の際（当該変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。）、電気の需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、auEL は、需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。）、遅滞なく、需給契約の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに中国電力および auEL の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、需給契約の変更の内容が、託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、auEL は、お知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。</p>
<p>38 名義の変更</p> <p>相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの中国電力および KDDI に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合に</p>	<p>38 名義の変更</p> <p>相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの中国電力および auEL に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合に</p>

<p>は、中国電力および KDDI が文書による申出を必要とするときを除き、電話、口頭等により KDDI に申し出ていただきます。</p>	<p>は、中国電力および auEL が文書による申出を必要とするときを除き、電話、口頭等により auEL に申し出ていただきます。</p>
<p>39 需給契約の廃止等</p> <p>(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により KDDI に通知していただきます。</p> <p>当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、41（解約等）および次の場合を除き、お客さまが KDDI に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ KDDI がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>ロ 中国電力、KDDI および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p> <p>(3) この au でんき約款および料金表による電気の供給を終了する場合には、中国電力が電気を小売 供給いたします。</p>	<p>39 需給契約の廃止等</p> <p>(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により auEL に通知していただきます。</p> <p>当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、41（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ auEL がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>ロ 中国電力、auEL および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p> <p>(3) この au でんき約款および料金表による電気の供給を終了する場合には、中国電力が電気を小売 供給いたします。</p>
<p>41 解約等</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、中国電力および KDDI は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、解約日をお客さまに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を料金表 7（料金等の支払義務および支払期日）(1)で定める期日までに支払われない場合</p> <p>ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を KDDI が別に定める期日を経過してなお支払われない場合、または KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の KDDI に対する金銭債務を支払期日までに支払われない場合</p> <p>ハ お客さまがこの au でんき約款、料金表、中国電力が別に定める電気サービス約款（以下「電気サービス約款」といいます。）および供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他この au でんき約款、料金</p>	<p>41 解約等</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、中国電力および auEL は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、解約日をお客さまに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を料金表 7（料金等の支払義務および支払期日）(1)で定める期日までに支払われない場合</p> <p>ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を auEL または KDDI が別に定める期日を経過してなお支払われない場合、または auEL または KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の auEL または KDDI に対する金銭債務を支払期日までに支払われない場合</p> <p>ハ お客さまがこの au でんき約款、料金表、中国電力が別に定める電気サービス約款（以下「電気サービス約款」といいます。）および供給約款によって支払いを要することとなった</p>

<p>表、電気サービス約款および供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合</p> <p>ニ KDDI サービスの利用契約の全てが終了した場合</p> <p>ただし、お客さまが中国電力に新たに申し込みいただいた場合には、中国電力が当該お客さまに電気を小売供給いたします。</p> <p>(2) 32 (供給の停止等) によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者、中国電力もしくは KDDI の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合またはお客さまがその他この au でんき約款および料金表に反した場合には、中国電力および KDDI は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、KDDI は、その旨をお客さまに予告いたします。</p> <p>(3) お客さまが、39 (需給契約の廃止等) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p>	<p>料金以外の債務 (延滞利息、違約金、工事費負担金その他この au でんき約款、料金表、電気サービス約款および供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合</p> <p>ニ KDDI サービスの利用契約の全てが終了した場合</p> <p>ただし、お客さまが中国電力に新たに申し込みいただいた場合には、中国電力が当該お客さまに電気を小売供給いたします。</p> <p>(2) 32 (供給の停止等) によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者、中国電力もしくは auEL の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合またはお客さまがその他この au でんき約款および料金表に反した場合には、中国電力および auEL は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、auEL は、その旨をお客さまに予告いたします。</p> <p>(3) お客さまが、39 (需給契約の廃止等) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この au でんき約款の実施期日</p> <p>この au でんき約款は、2021 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この au でんき約款の実施期日</p> <p>この au でんき約款は、2022 年 7 月 1 日から実施いたします。</p>